

総務環境委員会

説明資料

令和6年3月18日

総務関係

目 次

頁

- 1 令和6年3月15日総務環境委員会を受けての市長特別秘書に関する
市長の認識について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市長特別秘書の職務内容及び過去の附帯決議について・・・・・・・・ 2

1 令和6年3月15日総務環境委員会を受けての市長特別秘書に関する市長の認識について

- ・田中特別秘書は、特に「一人の子どもも死なせないマチ ナゴヤ」に関する分野において、一般職の職員とは別の形で尽力してくれており、私にとって今後も必要な人材である。
- ・今回の件を受けて、田中特別秘書には、危機感を持って職務に当たるよう、厳重に注意をしたところであるが、私としては、条例については現状のまま、お願いしたいと考えている。

2 市長特別秘書の職務内容及び過去の附帯決議について

(1) 職務内容

職務の範囲を公務に限定した上で、市長が発案する従来のやり方を超えた新しい取り組みについて、市長と認識を一にする者として以下のことを行う。

- ・市長が政策判断をするための各種情報の収集・分析・助言
- ・国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整

(2) 過去の附帯決議

ア 平成26年2月定例会

経 過	本会議における減税日本ナゴヤ代表質問において、余語さやか議員より、「この議場において、非常に重い責任のあるお言葉として、特別職の秘書に御自身のための政務を行わせるおつもりがあるのか否か、はっきりとお答えいただきたいと思います。」との質問があり、市長より「市長の政務に使うんじゃないかということは、これは、特別職の秘書には公務しかやらせません。ここで断言しておきます。名古屋市のために働くんです。」と答弁。
附帯決議	特別職の秘書は、本市に資する公務しか従事させないとの市長の本会議における答弁を厳守するとともに、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の趣旨を遵守すること。また、その職務に関して、市民や議会に対して十分な説明責任を果たすこと。

イ 平成27年2月定例会

<p>経過</p>	<p>総務環境委員会において、平成27年1月に市長より人事院総裁に提出された「人事院勧告が行う民間給与の調査方法について」の要望書の作成に関する特別秘書の関与について、特別秘書本人が出席し、質疑。</p>
<p>附帯決議</p>	<p>特別職秘書については、職責に対する意識と認識が欠如したような現状に鑑み、平成26年2月定例会で、特別職の秘書の職の指定等に関する条例を議決した際に、当局が示し、議会が認めた、国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整などの職責を十分に果たし、かつ、地方公務員として法令を遵守し、公平・公正に職務を全うできる人材を市長の責任において確保し、任命すること。</p>

ウ 令和3年2月定例会

<p>経過</p>	<p>総務環境委員会において、特別秘書の姿が見えないとの複数の委員からの指摘を受け、特別秘書の活動状況及び成果について、特別秘書本人及び市長本人が出席し、質疑。</p>
<p>附帯決議</p>	<p>現在の特別職秘書は、その職責を果たしたことによる具体的な成果の説明が一切できておらず、市民や議会に対して十分な説明責任を果たしているとは言い難く、また、市長においても報告書を十分に理解していないなど、特別職秘書に対する管理監督責任を果たしているとは言い難い状況であり、その設置の必要性が全く認められないことから、特別職の秘書の職の指定等に関する条例の改廃を早急に検討すること。</p>

